

(令和 7 年 2 月)
令和 6 年度実務協議会（冬季）資料

家庭裁判所の現状と課題

最高裁判所事務総局家庭局

目 次

第1 家裁におけるデジタル化

- 1 家事事件手続等のデジタル化
- 2 少年審判手続のデジタル化

第2 家裁の事件の概況

- 1 家事事件等の概況
 - (1) 家事審判事件の概況
 - (2) 家事調停事件の概況
 - (3) 子の監護に関する処分事件（面会交流）の概況
 - (4) 人事訴訟事件の概況
 - (5) 子の返還申立事件の概況
- 2 少年事件の概況

第3 家事事件関係

1 家事調停の運営改善の取組

- (1) メリハリのある調停運営（各職種等の役割と連携）
- (2) 調停の期日間隔の短縮化
- (3) ウェブ会議の活用

2 後見関係事件及び財産管理人等選任事件の運用見直し

- (1) 成年後見制度の社会的な位置付けと後見関係事件の運用の見直しの現状
- (2) 成年後見制度利用促進基本計画を受けた裁判所の取組
- (3) 不正防止に関する取組
- (4) 財産管理事件の処理

3 人事訴訟事件の適正かつ迅速な審理

4 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の運用

5 最近の法改正に伴う運用上の課題

- (1) 当事者に対する住所、氏名等の秘匿制度
- (2) 一時保護開始時の判断についての新たな司法審査の導入
- (3) 民法の嫡出推定制度に関する規定及び懲戒権に関する規定等の見直し
- (4) 氏名の読み仮名の法制化
- (5) 離婚及びこれに関する家族法制の見直し

6 今後の立法の動向

- (1) 成年後見制度の見直し
- (2) 遺言制度の見直し

第4 少年事件関係

- 1 少年法等一部改正に伴う運用上の課題
- 2 少年調査票の新たな様式
- 3 最近の法改正に伴う運用上の課題
 - (1) 犯罪被害者等の情報を保護するための刑事訴訟法等の整備
 - (2) 性犯罪関係の刑事実体法及び刑事手続法等の整備

第5 家裁調査官関係

- 1 家裁調査官の役割・機能を踏まえた合理的かつ効果的な活用
- 2 組を単位とした執務態勢を基盤に質の高い判断に資する調査事務を実践する取組

第6 家裁の裁判官の役割等

- 1 家裁の裁判官の役割
- 2 家裁の裁判官の執務支援

第1 家裁におけるデジタル化

1 家事事件手続等のデジタル化

家事事件手続等のデジタル化に関しては、当事者の利便性及び司法アクセスの向上や当事者の接触回避による安全、安心な手続の実現の観点から、国民の期待が高まっている状況にある。

法制面については、令和4年5月18日に成立した民事訴訟法等の一部を改正する法律（同月25日公布）において、人事訴訟におけるウェブ会議による口頭弁論を可能とする規律や、ウェブ会議による期日において離婚の和解や調停成立を可能とする規律等が導入され、令和7年3月1日からこれらの手続の利用が可能となる。

また、令和5年6月6日に成立した「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（同月14日公布）によって、全ての家庭裁判所へのオンライン申立て、事件記録の電子化等の家事事件手続等の全面的なデジタル化を実現する規律が導入された。同法は、公布の日から5年以内の政令で定める日までに全面的に施行される予定である。

システムについては、MINTASに代わるe事件管理システム（R o o t S）が、令和6年7月の先行導入を経て、令和7年1月に全国の家裁に導入された。また、書面等のオンライン提出や事件記録の電子化を実現するためのe提出・e記録管理に関するシステムについては、令和7年度以降の設計・開発に向けた検討が行われている。引き続き、各種検討の前提として、現状の事務の標準化・合理化の議論を広げ、新たな規律の導入を見据えたデジタル化後の家事事件手続の運用の在り方について、各庁で具体的な検討を進めていく必要がある。

現行法下における家事事件手続等におけるウェブ会議については、家裁調査官の調査を含めて全国的に運用を開始している。今後、様々な場面において、適切にウェブ会議の利用がされるように、検討と実践を重ねていく必要がある（なお、第3の1(3)、第5の1(2)）。

2 少年審判手続のデジタル化

刑事手続のデジタル化については、法制審議会刑事法（情報通信技術関係）部会での調査・審議を経て、令和6年2月15日の法制審議会総会で採択された要綱が法務大臣に答申され、現在政府において、法案の国会提出に向けた準備が進められている。

少年審判手続のデジタル化についても、これら法制面の状況等を注視しつつ、少年審判手続の特質を踏まえて検討を進めている。家裁調査官の調査におけるウェブ会議の利用については、全面的に運用を開始している

(なお、第5の1(2))。

第2 家裁の事件の概況

1 家事事件等の概況

令和5年の家事事件及び人事訴訟等事件の新受総件数は118万2,508件であり、この10年間で約30%増となっている。このうち家事審判事件は100万7,580件（10年間で約38%増）、家事調停事件は12万6,185件（同約8%減）で、これらが全体の約96%を占めている。家裁は、これまで社会経済情勢の変化に対応し、事務処理の態勢や方式を工夫、改善してきたが、（以下「家事法」という。）の趣旨やその背景にある国民のニーズを踏まえて、事件の種別を問わず、更に取組を深化させる必要がある。

(1) 家事審判事件の概況

家事審判事件の約98%を占める別表第一審判事件の新受件数については、増加傾向が続いている、相続放棄のほか、特に成年後見関係事件の増加が著しい。

他方、別表第二審判事件の新受件数については、おおむね緩やかな減少傾向にあったが、令和元年以降増加傾向に転じ、令和5年は、2万1,426件であった。

(2) 家事調停事件の概況

家事調停事件の新受件数は、平成29年頃まで高止まり状態にあり、平成30年以降は、おおむね緩やかな減少傾向にあったが、令和5年は増加に転じた。

(3) 子の監護に関する処分事件（面会交流）の概況

社会情勢を反映し、子の監護に関する処分は増加傾向にあり、面会交流事件は平成26年から令和5年までの10年間で約1.2倍となった。面会交流事件については、当事者の対立が先鋭化し、解決困難な事案が増えている上、社会的・政治的な関心も極めて高い状況にあり、これまで以上に質の高い審理・判断が求められている。

(4) 人事訴訟事件の概況

人事訴訟事件の新受件数は、平成16年4月に家裁へ移管された後、平成24年に最も多くなったが、平成25年以降は減少傾向にあり、令和3年を除いて近年は1万件を下回っている。

(5) 子の返還申立事件の概況

子の返還申立事件の新受件数は、平成26年（ただし、施行された4月以降）は9件、平成27年は26件、平成28年は25件、平成29

年は12件、平成30年は27件、平成31年（令和元年）は16件、令和2年は18件、令和3年は9件、令和4年は22件、令和5年は17件であった。

2 少年事件の概況

令和5年における少年保護事件の新受人員は、5万2,642人（前年比約18%増、平成26年比約51%減）となっている。事件種類別に見ると、一般事件は、3万2,368人（前年比約27%増、平成26年比約50%減）、交通関係事件は、2万0,274人（前年比約6%増、平成26年比約52%減）となっている。

少年保護事件の新受人員は、平成13年には28万4,336人であったが、平成14年から令和4年まで一貫して減少してきた。少年人口の減少が一つの要因と考えられるが、新受人員は、少年人口の減少割合以上に減少していた。しかし、令和5年は、上述のとおり増加したため、今後の動向を注視している状況である。

個別の事件を見ると、社会的関心を集める重大事件や、資質や家庭等の環境に根深い問題を抱えた少年の事件が少なくない。複雑多様な事件について、適正な事件処理が求められているといえる。

第3 家事事件関係

1 家事調停の運営改善の取組

(1) メリハリのある調停運営（各職種等の役割と連携）

家事法施行以降、各家裁において、家裁の主要な事件である家事調停の運営改善の取組が進められてきたところ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を一つの契機として、事案の内容、期日の目的等に応じたメリハリのある調停運営を意識した取組が開始され、現在も、各庁で検討・実践が進められている。

家事調停の運営改善の取組においては、裁判官はもとより、家事調停委員、書記官、家裁調査官等の関係職種が、問題意識を共有してそれぞれの役割を適切に果たしていく必要があり、定量的、定性的両面からの効果検証の視点を持ちながら、庁として取組を継続していくことが肝要と考えられる。各庁において、取組を通じて見えてきた課題や、今後更に浮かび上がってくると思われる課題を克服し、家裁全体の紛争解決機能を一層強化していくためには、課題を掘り下げた上で、調停委員を含む関係職種の適時適切な手続関与・連携の在り方や当事者・代理人の役割を改めて整理・言語化し、全国的に共有していくことが有効であると考え、令和5年6月、各庁においてこうした点に関する自庁の実情を把

握し、課題の抽出・分析に活かしていただくためのツールを作成・送付し、このツールを利用した各庁の実情把握と意見交換の結果につき、同年10月には「各庁の実情把握結果の概観」、同年12月には「各庁の実情把握結果（手続序盤）」として、各庁に還元したところである。

協議会等においても、家事調停における裁判官の効果的な関与の実現方法、裁判官と関係職種の果たすべき役割を踏まえた書記官及び家裁調査官との合理的な役割分担や連携の在り方、取組の効果検証の在り方、効果検証の結果を踏まえて取組を修正し、これを継続、定着させていくための課題といった点について議論が重ねられてきており、家裁においては、関係職種間の連携をベースとした紛争解決機能の強化に取り組んでいくことが必要との意識が浸透しつつある。今後、更なる課題の克服や運営改善を継続していくとともに、各庁において調停委員も巻き込んだ議論及び実践を更に推進することにより、取組の一層の浸透・定着を図ることが求められる。

(2) 調停の期日間隔の短縮化

家事調停の平均審理期間は、コロナ禍により大幅に長期化し、その後調停運営改善の取組により一部の事件類型についてやや短縮したものの、全体としては長期化傾向に歯止めがかからず、庁ごとのばらつきも大きい。特に、平均期日間隔は全国的に長期化しており、国民の調停制度への信頼確保の観点や紛争解決機能の観点から大きな問題であると考えられる。そこで、調停運営改善の取組の中でも、近年は、特に期日間隔の短縮化に着目した取組が進められており、改正家族法の施行が迫る中、その施行後の円滑な運用のためにも早急に目に見える成果を出すべき喫緊の課題となっている。家庭局では、令和6年1月より、平均期日間隔が長期化し、平均審理期間も全国平均を上回る家裁4庁（以下「長期化庁」という。）と、平均期日間隔が全国平均より短く、かつ自庁のコロナ禍前の水準と同程度ないしそれ以下の水準となっている家裁2庁（以下「短縮化庁」という。）に協力を依頼し、データ分析やヒアリングを通じて、短縮化庁において平均期日間隔が短くなっている要因や、長期化庁において平均期日間隔が長期化している要因を分析し、当該庁にフィードバックするとともに、その結果や当該庁の取組状況等を取りまとめて、令和6年4月及び11月に全国に還元した。

また、協議会等においても、期日間隔が長期化する要因、期日間隔の短縮化に向けた具体的な取組等を協議事項として取り上げ、各家庭裁判所から、様々な取組例が紹介された。

協議結果等は、適宜家庭局から還元しており、こうした資料も参考に

して、各庁において、自庁の長期化要因等を踏まえた短縮化の取組が進められつつあるが、関係職員の意識改革や運用上の種々の工夫のルール化、更には開廷日や事務分配の在り方等を含め、事件処理の仕組みにも目を向けた上で、効果的な対策を講じていくことが求められる。また、今後の取組を継続的なものとするためには、庁ごとに取組の効果検証を行い、取組を進めるに当たっての課題を明らかにした上でその改善策を検討・実行していくことが必要と考えられる。

(3) ウェブ会議の活用

令和6年7月までに、ウェブ会議を利用した調停期日の運用が全国的に開始され、各家裁において、運用実績が着実に積み重ねられ、ウェブ会議の活用の在り方や運用上の工夫等に関する知見の共有も進んでいる。家事調停においてウェブ会議を活用することは、当事者の利便性の向上や安心・安全な手続の実現に大きく資するものであるから、国民・当事者の多様なニーズに応えるために、より積極的なウェブ会議の活用の促進が求められている。

2 後見関係事件及び財産管理人等選任事件の運用見直し

(1) 成年後見制度の社会的な位置付けと後見関係事件の運用の見直しの現状

近年の人口の減少、高齢化、単身世帯の増加等を背景に、後見関係事件は、平成12年4月に現在の成年後見制度が始まって以来増加の一途をたどっており、令和5年12月末日現在の管理継続中の本人数は、約24万9000人に上っているが、成年後見制度に対しては、これまで、後見人等による財産管理のみが重視され、必ずしも本人のための制度となっているとはいえないことや、終了原因が限定されること等により、ニーズがないにもかかわらず利用を継続しなければならないことが問題点として指摘されてきた。

成年後見制度は、判断能力が不十分な人に係る権利擁護支援のための手段であり、様々な福祉施策と交錯する部分があるが、成年後見制度利用促進法の下、閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画(以下「第二期計画」という。)では、上述の問題点を踏まえ、判断能力が不十分になっても、その人が尊厳のあるその人らしい生活を継続するためには、成年後見制度の利用の必要性や成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性についても考慮された上で、適切に制度利用されるよう、地域の体制整備が図られる必要があるとされている。また、成年後見制度の利用に至った場合には、意思決定支援や身上保護も重視した制度の運用とすることが目指されている。

こうした状況の下、近年、家裁においては、財産管理事務及び身上保護事務について、後見人の裁量を尊重した効果的な監督手法が検討されるとともに、申立書等の各種書式の改訂等も含めた成年後見制度の運用改善が進められてきた。

(2) 成年後見制度利用促進基本計画を受けた裁判所の取組

成年後見制度利用促進法に基づき平成29年3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画（以下「第一期計画」という。）の対象期間が満了することに伴い、令和4年3月に第二期計画が閣議決定された。第二期計画の対象期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とされており、今年度は、中間検証として、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討が行われる予定である。

第一期計画では、現状の成年後見制度が利用者にとってメリットを実感できない運用となっており、社会生活上の大きな支障が生じない限り、成年後見制度があまり利用されていないのではないかという問題意識に基づき、意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視した運用とすることや、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう地域の体制整備を図ること等が目標とされ、地方自治体において地域連携ネットワークや中核機関の整備が進められてきた。

家庭裁判所も、地方自治体と「顔の見える関係」を築くなどして、こうした地方自治体の取組に積極的に協力するとともに、成年後見制度を利用する診断書の改訂や「本人情報シート」の導入を図り、それぞれ平成31年4月から運用を開始した。

第二期計画は、地域共生社会の実現という目的に向けた本人を中心とする支援・活動の共通基盤として「権利擁護支援」を位置づけ、成年後見制度はこうした「権利擁護支援」の中の重要な一つの手段であることを明らかにしている。

その上で、成年後見制度の利用促進とは、単に利用者の増加を目的とするのではなく、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、その地域において尊厳のある本人らしい生活を継続できる体制の整備を目指すものとされ、今後の具体的な目標として、①成年後見制度の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実、②尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等、③権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの3点が挙げられている。

上記①の成年後見制度の見直しについては、令和6年2月15日に法制審議会に対して成年後見制度の見直しが諮問され、同年4月から法制審議会民法（成年後見等関係）部会において調査審議が始まった。同年

12月までに同部会第12回会議が終了し、法定後見及び任意後見に関する二読目の検討をほぼ終えた。これまでの議論状況としては、法定後見については、開始要件として、本人の判断能力が不十分であることに加えて特定の法律行為について法定後見による保護が必要であることを要求した上で、それらの要件を具備する場合に、当該法律行為に関する代理権等を付与すべきであるとの意見が多い情勢であるが、現行の後見類型と同様に包括的代理権を付与することができる類型も併存させるべきであるとの意見も有力に主張されている。また、本人の意思の尊重の観点から、法定後見の開始に当たって本人の「同意」があることを考慮すべきであるとの議論もなされているが、そこでいう「同意」の内容及びその位置づけについては引き続き検討することとされている。また、法定後見の開始原因が消滅した場合には制度の利用を終了できるとすること自体には異論は見られないものの、そのほかに期間満了により法定後見を終了させることの適否等については様々な議論があるほか、後見人の交代を容易にするための規律を求める意見が強い。さらに、任意後見についても、裁判所が任意後見事務を直接監督することの当否等が議論されており、いずれについても裁判実務に大きな影響が生ずることが見込まれる。

上記②の成年後見制度の運用改善との関係では、報酬の在り方につき、令和5年7月の専門家会議の運用改善等に関するワーキング・グループにおいて、家庭局から、それまで裁判所内部で行われた協議会等で共有された今後の運用改善の方向性（本人の資産額を基本報酬の考慮要素とする従前の実務の考え方を維持すること、報告書式の変更、身上保護事務の評価、付加報酬の算定の在り方等）について報告したところを踏まえ、令和7年4月から新たな報酬算定や報告書式の運用が開始されることとなっている。これに伴い、令和6年夏以降、各家庭裁判所と各地域の専門職団体との間で、新たな運用に向けた協議が実施されているところである。

上記③について、第二期計画では、地域連携ネットワークの機能として、福祉・行政・法律専門職など多様な主体（福祉・行政等）による「支援」機能と、家庭裁判所による制度の「運用・監督」機能があることが、権利擁護支援を行う3つの場面（①制度の利用前、②申立ての準備から後見人等の選任まで、③後見人等の選任後）に対応する形で整理された。その上で、地域連携ネットワークの機能強化（地域づくり）に向けて、異なる立場を有する関係者がそれぞれの役割を理解し合い、機能を強化するための認識やその方向性を共有する必要があるとされており、共通

理解の促進や相互理解を図ることが求められている。裁判所としては、
身上保護事務の監督の在り方の検討を通じて、家庭裁判所の役割の外延
(家庭裁判所に「できること／できないこと」)を整理するとともに、
中核機関の設置や地域の体制整備に向けた地方自治体等に対する後押し
や働き掛けを中心とした取組から、相互理解を基盤とした地域連携ネット
ワークの機能強化に向けた取組に重点を移した取組を進めているところである。この取組に当たっては、家庭裁判所の役割の外延を十分に意識した上で、(ア) 身上保護事務を含めた後見事務の適切な監督など、家庭裁判所の役割を十分に果たしていくこと、(イ) 福祉・行政等において実践されている受任者調整のプロセスなど、申立前における権利擁護支援の内容等に関する理解を深めることを通じて福祉・行政等のニーズを理解し、家庭裁判所に「できること」の範囲で柔軟な対応を行っていくこと、他方で、(ウ) 家庭裁判所が司法機関としての役割や機関としての性質上「できないこと」について適切に発信していくといった取組を地道に継続していくことが重要である。

(3) 不正防止に関する取組

令和5年1月から12月までに家庭局に報告された後見人等による不正事案は184件、被害総額は約7億円で、平成26年のピーク時と比べて大きく減少しており(平成26年1月から12月までに報告された不正事案は831件、被害総額は約56億7,000万円)、各家庭裁判所において、後見人等による不正防止対策に真摯に取り組んでいる効果が表れている。もっとも、直近の不正報告件数等を見ても、いまだ社会的に許容される水準とはい難い状況にあり、家庭裁判所としては、合理的な監督事務を実践しつつ、引き続き、関係職種間で連携して適正かつ実効的な監督に努め、不正防止に取り組んでいく必要がある。

また、不正防止策の一つである後見制度支援信託は、平成24年2月以降令和5年12月末日までの間に2万9,821件が契約締結に至っており、また、後見制度支援預貯金については、平成30年1月から令和5年12月末日までの間に9,454件が契約締結に至っている。特に、後見制度支援預貯金については、平成30年3月に、金融関係団体等と関係官庁等が参加した「成年後見における預貯金管理に関する勉強会」の議論の結果としての報告書が作成され、これを受けて、取扱金融機関が増加しており、今後も取扱金融機関が更に増加することが予想される。

なお、上記の勉強会ではその後も運用をフォローアップするための会議が開かれており、令和3年10月には保佐・補助類型を対象とする預

貯金管理の仕組みについての同時点における検討状況が公表されるなどした。保佐・補助類型を対象とする後見制度支援預貯金の導入を検討する個別の金融機関の動向についても、引き続き注視していく必要がある。

(4) 財産管理事件の処理

財産管理事件の新受件数に関する過去10年の動向を見ると、不在者財産管理事件については、8,000件前後で推移していたところ、令和4年から7,000件を下回り、令和5年は6,662件であった。相続財産清算事件については、年々増加を続け、令和5年には2万8,634件となり、10年間で約1.6倍となった。

財産管理事件において、定期的に財産状況を確認することの必要性や、特に相続財産清算事件において、管理終了に向けて計画的に清算手続を進めるため、清算人に対する助言や働き掛けを行うことの重要性については、従来から強調されてきたところである。また、財産管理上の問題を把握した後は、後見関係事件と同様に、財産の流出を阻止する措置を迅速に講じることが求められている。

管理終了に向けた計画的な清算手続に関連するものとして、相続財産清算事件における不動産の国庫帰属について、財務省理財局が、令和2年12月に、法律上国庫帰属すべき不動産に関する事務の具体的な取扱いを示すとともに、国庫帰属財産の円滑な引継ぎの実現のために、各財務局等において関係機関との協力体制の構築に努めるよう各財務局に周知する通達を発出している。

また、財産管理制度の見直しとして、「民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）」に、限定承認及び相続人不存在の場合における相続財産の管理人の名称を「清算人」と変更すること、相続人不存在の場合における相続財産清算事件において、清算人の選任公告と相続人検索の公告を同時にを行うこと、不在者財産管理人が金銭を供託することができるようすることなどが盛り込まれ、これらの改正は令和5年4月1日から施行されている。

各庁では、事案の性質に応じて、適切な運用を行うことが求められている。

3 人事訴訟事件の適正かつ迅速な審理

家裁に人事訴訟が移管されて20年が経過した。その間、未済事件は、平成20年以降、年々増加し、平成23年12月末時点では1万件を超える状態となっていたが、平成24年以降は、9,700件前後で推移していたところ、令和2年に再び1万件を超え、令和5年は1万0,595件であった。

また、既済事件の平均審理期間は長期化する傾向にあり、令和5年の平均審理期間は14.9月であった。未済事件の平均審理期間も、長期化傾向にあることからすると、平均審理期間の長期化の原因を長期未済事件の優先的な処理に求めることは難しいと考えられる。

なお、令和5年の既済事件の平均審理期間は、地裁で処理していた当時（平成15年）よりも約6ヶ月長くなっている。また、財産分与の申立てがある離婚の訴えでは、争点整理期間を中心に年々審理期間が長期化しており（平成26年は15.0月、令和5年は18.6月）、財産分与に関する合理的かつ効率的な審理の在り方等について検討することが必要であると指摘されている。さらに、財産分与の申立てがないものについても、審理期間が年々長期化していること（平成26年は10.7月、令和5年は13.0月）を直視する必要がある。

人事訴訟の審理期間の長期化については、迅速化検証検討会において強い危機感が示され、長期化の要因についても従来の分析にとらわれない検討が必要であることが指摘された。また、迅速化検証報告書では、裁判所側で訴訟の進行を制御することのできる仕組みや方策を考えていく必要があり、そのような方策の一つとして、人事訴訟の標準的な審理モデルを整備し、裁判所と弁護士会との間でこれを共有することも有用であるとの指摘もされた。

東京家裁家事第6部（人訴部）では、令和5年度において、離婚訴訟の審理モデルの策定に向けて、東京三弁護士会との間で、複数回にわたる協議を行い、その成果として、「東京家裁人訴部における離婚訴訟の審理モデル」を策定した。この審理モデルは、令和6年5月、家庭局を通じて、全国の家裁に送付された。これを受け、各家裁においては、上記審理モデルを踏まえ、人事訴訟の特徴を踏まえた合理的かつ効果的な争点整理の在り方等についての検討を深め、弁護士会との間で協議を行うなどして認識を共有する取組を進めることが期待される。

なお、人事訴訟の争点整理手続については、既に全国的にウェブ会議の運用を開始しており、令和7年3月1日からは、口頭弁論についてもウェブ会議での実施が可能となる。

4 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の運用

国際結婚が破綻した場合等において、子が国境を越えて不法に連れ去られた際に、迅速に常居所地国に子を返還すること等を定めた「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」が、平成26年4月、日本について効力を生じ、その国内実施法（平成25年法律第48号）及び実施規則（平

成25年最高裁判所規則第5号)も施行された。その後、民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律が、令和元年5月に成立し、令和2年4月1日に施行され、強制執行の規定が見直された。

子の返還申立事件の第一審専属管轄を有する東京家裁及び大阪家裁並びに抗告審裁判所である東京高裁及び大阪高裁においては、適切な運用の確立に向けた取組がされており、これまでのところ、円滑な事件処理がされているところである。東京・大阪以外の家裁に係属する親権者の指定若しくは変更又は子の監護に関する処分についての審判事件及びこれらの抗告事件においても、一定の場合には、上記実施法及び実施規則の適用があるところであり、この点については留意が必要である。

5 最近の法改正に伴う運用上の課題

(1) 当事者に対する住所、氏名等の秘匿制度

民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和4年法律第48号)及びこれに伴う民事訴訟規則等の一部を改正する規則(同年最高裁判所規則第17号)のうち、当事者間秘匿の制度に係る部分について、令和5年2月20日に施行された。

家事事件手続では、当事者間秘匿と従前の非開示希望の運用が併存しているところ、両制度の運用はできる限り統一することが、当事者から見た分かりやすさという観点からも、裁判所の事務処理の適正さを確保するという観点からも、重要であると考えられるため、当事者間秘匿制度導入を機に、従前の非開示希望の運用についても、その在り方を改めて見直す必要があることを各家裁と共有し、各家裁の検討を後押ししてきた。

今後も、引き続き、秘匿情報を具体的に特定し、記録上表れないようにすることは当事者の役割であるという当事者間秘匿制度の趣旨を踏まえ、非開示希望の運用においても、当事者に対し、適切に注意喚起をするなどした上で、裁判所が当事者から申出のあった秘匿情報として取り扱うべき情報を適切に管理する役割に注力できるよう、関係職種間で認識の共有に努める必要がある。

また、令和6年4月1日に、DV被害者等保護のための登記事項証明書等における代替措置について定める不動産登記法119条6項が施行され、登記記録に記録されている者の住所が明らかにされることで人の生命や身体に危害を及ぼすおそれがある場合等の一定の場合において、登記事項証明書等において公示される登記名義人の住所を当該住所に代わる代替住所(公示用住所)とすることができますこととなった。この制

度に伴う裁判手続上の留意点については、同年3月28日に民事局第一課長及び家庭局第二課長の連名で事務連絡を発出している。このほか、民事局及び家庭局からそれぞれ発出した当事者間秘匿制度についての事務処理上の留意点等に関する事務連絡、並びに、総務局第一課長、家庭局第二課長ほかの連名で発出した新たな秘匿制度を踏まえた秘匿情報の適切な管理についての総論的な事務連絡を含む当事者間秘匿制度に関する資料は、courtsポータルの家事・少年情報データベース（Family☆in）に掲載した家事事件等の情報管理事務連絡等一覧から参照可能である。

(2) 一時保護開始時の判断についての新たな司法審査の導入

令和4年6月8日に成立し、同月15日に公布された児童福祉法の一部改正における、一時保護開始の判断に関する司法審査の導入に係る部分については、令和7年6月1日に施行される。

同法においては、児童相談所長等は、親権者等の同意がある場合等を除き、一時保護の開始前又は開始の日から起算して7日以内に、児童虐待のおそれがあるときその他の内閣府令で定める場合に該当し、かつ、一時保護の必要があると認められる資料を添えて、児童相談所長等の所属する官公署の所在地を管轄する地裁、家裁又は簡裁の裁判官に一時保護状を請求しなければならないとされ、裁判官は、児童虐待のおそれがあるときその他の内閣府令で定める場合に該当すると認めるときは、明らかに一時保護の必要がないと認めるときでない限り、一時保護状を発することとされている。

また、一時保護の要件を具体的に定める児童福祉法施行規則も、令和6年12月26日に公布された。

円滑な制度施行に向け、各庁においては、その実情に応じた処理態勢をどのようなものにするかや、一時保護状の請求の受付その他の一時保護状に係る事務処理の在り方等の検討を進めつつ、児童相談所等の関係機関との協議を実施し、必要な調整を行っているところである。

一時保護状は、地裁、家裁、簡裁のいずれでも取り扱うことができるが、一時保護や児童相談所に関する知見を持つ家裁には、どのような処理態勢にするとしても、施行に向けた準備に積極的に関わっていくことが期待されており、地家簡裁を通じた全庁的な課題な一つとして、関心を持っていただきたい。

(3) 民法の嫡出推定制度に関する規定及び懲戒権に関する規定等の見直し

民法の嫡出推定制度に関する規定及び懲戒権に関する規定等の見直しについて、令和4年12月に民法等の一部を改正する法律が成立した。

同改正法は、子の懲戒権の見直しに関する部分は公布の日である同月 16 日から、それ以外の部分は、令和 6 年 4 月 1 日から施行されている。

同改正法には、①懲戒権に関する規定等の見直し、②嫡出推定規定の見直し・女性の再婚禁止期間の廃止、③嫡出否認制度に関する規律の見直し、④認知無効の訴えの規律の見直しが盛り込まれており、また、令和 5 年 1 月 22 日には、同改正に伴う人事訴訟規則及び家事事件手続規則の一部を改正する規則が公布された。具体的な運用及び事務処理上の留意点については令和 6 年 1 月に事務連絡、同年 3 月には無戸籍者問題の解消という制度趣旨を踏まえた適切な運用についての書簡を発出している。

改正法の施行日前に生まれた子に係る子及び母による嫡出否認の訴えの出訴期間について、施行後 1 年の経過措置が設けられていることも踏まえ、無戸籍の問題を抱えるなど、裁判所の手続が必要な方が安心して申立てができるよう適切な手続案内や手続の運用が求められる。

(4) 氏名の読み仮名の法制化

戸籍法及び家事法の一部の改正を含む法律が令和 5 年 6 月 2 日に成立し、同月 9 日に公布された。この改正に係る規定は、令和 7 年 5 月 26 日に施行される。

この改正により、戸籍の記載事項として氏名の振り仮名が追加され、氏名の振り仮名の変更の手続については、原則として家庭裁判所の許可を必要とすることとされ、氏名の振り仮名の変更についての許可の審判事件が別表第一事件に追加された。

なお、本法改正に基づく規則改正は想定していないが、改正に伴う新たな事務の運用に関する検討が必要となる。

(5) 離婚及びこれに関連する家族法制の見直し

民法等の一部を改正する法律が令和 6 年 5 月 17 日に成立し、同月 24 日に公布された。この法律は、同日から起算して 2 年以内に政令で定める日から施行される。

改正法の内容は、離婚後に父母の双方を親権者と定めることを可能とする制度をはじめ、親権を共同行使する父母間の意見対立時に裁判所が特定の事項に係る親権行使者を定める制度、養育費等の請求権の一般先取特権化や法定養育費制度、親子交流の試行的実施や父母以外の親族と子との交流に関する規律、未成年養子制度や財産分与制度の見直しなど、家族法制の在り方を幅広く改めるものである。

新たな審判事項の新設や判断枠組みの導入など、実務への影響が大きいのみならず、社会的関心も高く、改正法の施行に向けて、各府において

て改正法の各規定の内容を踏まえた適切な審理の在り方についての検討準備をすることが求められる。こうした観点から、令和7年1月から2月にかけての家事事件担当裁判官等協議会では、改正法を踏まえた家事事件手続等の審理運営に関する諸問題を取り上げ、改正法の施行を見据えた審理運営の在り方のみならず、調停委員に対する研修を含めた施行準備の方策等について協議を行うものとしている。家庭局としても、今後も様々な機会を捉えて、各家裁が対応すべき各種の課題についての議論・検討を加速させるために必要な取組や情報提供を行う予定であり、各家裁においては、かかる協議会の結果等も踏まえつつ、施行に向けた準備を着実に進めていく必要がある。

6 今後の立法の動向

(1) 成年後見制度の見直し

前記2(2)で触れたとおり、第二期計画において「成年後見制度の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実」として、適切な時機に必要な範囲・期間で成年後見制度が利用できるようにすること等が指摘されたことを踏まえ、現在、法制審議会民法（成年後見等関係）部会において成年後見制度の見直しに関する議論が進められている。改正法については第二期計画の対象期間である令和8年度中に成立することを目指したスケジュールで検討が進められており、令和7年春頃に中間試案の取りまとめ、夏までにパブリック・コメントが実施される見込みである。上記のとおり成年後見制度の見直しに関する検討事項は多岐にわたり、今後の実務への影響も大きいことから、引き続き法制審議会における議論の動向を注視し、適切に対応していく必要がある。

(2) 遺言制度の見直し

令和6年2月15日に開催された法制審議会総会において、遺言制度の見直しについて、法務大臣から諮問され、民法（遺言関係）部会に付託して、令和6年4月から審議が行われている。

同部会においては、①デジタル技術を活用した新たな方式の遺言の在り方、②押印要件、全文自書要件等の現行の自筆証書遺言の要件を緩和することの相当性、及び③秘密証書遺言、特別の方式の遺言等の他の遺言の方式の在り方等の検討が行われている。

遺言制度の見直しは、遺言に関する審判事件を含む裁判手続への影響が大きいのみならず、国民生活への影響も大きく社会的関心が高いことから、今後の同部会における議論の状況を注視し、適切に対応していく必要がある。

第4 少年事件関係

1 少年法等一部改正に伴う運用上の課題

少年法等の一部を改正する法律が、令和4年4月1日から施行された。

本改正法は、18歳及び19歳の者について、少年法の適用対象としつつ、その適用において特例規定を整備した。18歳及び19歳の者の取扱いに関しては、全件家裁送致が維持された上で、①原則逆送対象事件の拡大、②犯情の軽重を考慮した相当な限度を超えない範囲での保護処分、③ぐ犯の対象からの除外、④逆送決定後における不定期刑等の刑事事件の特例規定の不適用、⑤起訴後における推知報道禁止の解除等の特例規定が整備され、併せて、更生保護法、少年院法等の関係法律の整備も行われた。法改正を受けて、少年審判規則の一部が改正された。

本改正法は、少年法の基本的な構造を維持し、特定少年の手続も基本的に従前の条文が適用されるものではあるが、手続の様々な場面で特例規定が適用されることから、本改正法の趣旨を踏まえた適切な運用を図っていくためには、引き続き、特例規定の適用の範囲やその規律内容を十分に把握した上で、各庁における運用の在り方に關して不斷に検討し、少年鑑別所や保護観察所等の関係機関との連携を図りつつ、実際の運用を通して検証を行うなどの取組を継続することが必要である。

2 少年調査票の新たな様式

家裁調査官が行った社会調査の結果を、より的確に、読み手に分かりやすい形で報告できるよう、令和2年3月に少年調査票の新たな様式を定める通達が発出され、令和3年10月1日から実施されている。

各庁において、新たな様式を定めた趣旨・目的に沿った運用の定着に取り組む必要があり、家庭局としては、引き続き、各庁の状況を確認しつつ、必要な支援を行っていきたいと考えている。

なお、令和4年度調査官特別研究として、大阪家裁において「原則逆送対象事件における少年調査票の記載の在り方～特定少年の原則逆送対象事件（少年法第62条第2項）に焦点を当てて～」の研究が行われ、令和5年11月6日、研究結果を還元した。

3 最近の法改正に伴う運用上の課題

（1）犯罪被害者等の情報を保護するための刑事訴訟法等の整備

性犯罪等の一定の事件について、被害者等の個人特定事項の記載がない起訴状の抄本を被告人に送達する措置や同記載のない逮捕状・勾留状の各抄本を被疑者に示すことができる手続の創設等を内容とする刑事訴訟法等の改正法が成立し、これに伴う刑事訴訟規則等の改正規則（少年審判規則の改正を含む。）が令和5年12月25日に公布され、令和6

年2月15日に施行された。

今回の刑事訴訟法改正は、刑事手続全体を通じて被害者の氏名等の情報（個人特定事項）を適切に保護できるようにするためのものであり、少年審判手続でその保護が図られないのでは意味がないことから、少年審判手続についても、刑事手続と同様に切れ目のない保護を及ぼすため、被害者等の個人特定事項が少年等に伝わり得る場面のうち、少年審判規則を改正しなければ不可避的に伝わってしまう場面等について、規則改正を行った。少年審判手続全体を通じて被害者等の個人特定事項を適切に管理するための運用について、実務を積み重ね、不斷に検討を行っていくことが必要である。

令和5年12月8日に改正少年審判規則の施行に向けた関係機関との協議についての事務連絡を、同月15日に同規則の施行に向けた運用指針の検討及び書記官事務の留意点についての事務連絡をそれぞれ発出した。これらの事務連絡は、courtsポータルの家事・少年情報データベース（Family☆in）に掲載している。

(2) 性犯罪関係の刑事実体法及び刑事手続法等の整備

近年における性犯罪の実情等に鑑み、令和5年6月16日、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律並びに性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律が成立し、同月23日に公布された。これに伴い、押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等の制度に令和6年3月13日、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律による消去等の手続等に関する規則が制定され（同年4月17日公布）、新設された同制度に関しては、法・規則とも同年6月20日に施行された。少年事件の関係でも、消去等措置の前提として家庭裁判所が検察官に通知を行うなどの手続が規定されていることから、法及び規則の適切な理解とそれに基づく運用が必要である。

第5 家裁調査官関係

1 家裁調査官の役割・機能を踏まえた合理的かつ効果的な活用

(1) 家裁の機能をより充実させるためには、裁判官、書記官、家裁調査官、調停委員等が、それぞれ、その役割を各府の実情に応じた形で適切に果たす必要がある。このうち、家裁調査官の合理的かつ効果的な活用については、その役割・機能を関係職種間で共有した上で、各府の事件動向、事務処理態勢等の実情を踏まえて検討する必要がある。

家裁調査官には、行動科学の知見及び技法を生かして、必要な事実を収集し、収集した事実を的確に分析・評価して客観的で科学的な裏付けを伴った将来予測を含む意見を提出するとともに（「行動科学の知見等に基づく事実の調査」）、そのような分析・評価の結果に基づいて当事者、少年等に対する働き掛けや関係機関との間での調整を行う（「行動科学の知見等に基づく調整」）といったことが要請されているといえる。これを踏まえて、家裁調査官の役割・機能は「行動科学の知見等に基づく事実の調査と調整」であると整理されている。

このような整理を踏まえ、令和元年12月に、「家裁調査官の役割・機能」と題する資料が配布された。同資料は、家裁調査官の役割・機能及びそれに基づく調査事務について、家裁調査官自らが改めて認識を深めるとともに、裁判官を始めとする関係職種がこれを的確に理解し、認識を共有するための視点を示したものである。同資料を活用した家裁調査官相互間での議論や関係職種間での意見交換の成果が日常の調査事務に生かされていくことによって、より的確で質の高い調査事務が遂行されるとともに、裁判官において、これまで以上に適時適切に家裁調査官の活用を図ることで、より質の高い裁判が実現されることが期待される。

- (2) 家裁調査官は、デジタル化の検討と取組に関し、家裁の事務に精通しているという立場を生かし、調査事務以外の検討と取組においても貢献することが求められており、各庁における実情を踏まえながら、具体的な検討と取組を実践していく必要がある。

デジタル化における家裁調査官の執務の在り方に関しては、家裁調査官の役割・機能を踏まえ、調査事務そのものだけではなく、一般執務に係る事務を含めて、合理化、効率化の観点を意識しながら改善を図っていく必要がある。

家裁調査官の調査事務に関しては、ウェブ会議を用いた調査（ウェブ調査）の在り方について検討と実践が進められている。家事事件手続等におけるウェブ調査については、全国的に運用が開始され、着実に実績が積み重ねられつつある一方、庁ごとの差が見られる状況である。ウェブ調査は、家裁調査官が身に付けるべき基本的なスキルであるところ、適切かつ安定的なウェブ調査の運用に向けて、調査の目的の達成という観点を踏まえて、幅広く被調査者に打診し、その意向を踏まえて調査方法を検討する必要がある。少年事件におけるウェブ調査については、令和6年5月から付添人及び関係機関調査において運用が開始され、少年、保護者等及び被害者調査においても、令和7年1月から運用が開始されている。少年事件の特質を踏まえつつ、具体的な事例や場面で有効に活

用できるよう、検討と実践を積み重ねていく必要がある。

2 組を単位とした執務態勢を基盤に質の高い判断に資する調査事務を実践する取組

本取組は、家裁調査官の執務の基本単位である組に配てんされた事件について、組の家裁調査官全員の経験や能力を活用し、調査事務の質を確保・向上させることを目指しており、各庁において、組という単位を生かして四つの柱（①事件情報の共有、②調査の方針等の協議、③アウトプットの検討及び④柔軟な役割分担）の連動を意識した実践が行われている。

本取組の更なる定着と確実な実践のためには、首次席家裁調査官等が、質的観点と量的観点の両面から実情や課題を把握し、主任家裁調査官に対し、適時適切に指導や支援を行う必要があり、引き続きこれらの取組を進めている。

第6 家裁の裁判官の役割等

1 家裁の裁判官の役割

家裁の裁判官には、個々の事件を適切に処理することはもとより、書記官のほか、家裁調査官、調停委員、参与員等の多様な職種に対するリーダーシップを発揮して、各職種の専門性や強みを生かしつつ、これらを統括し、組織としての家裁の運営にも積極的に関与する役割が求められる。すなわち、裁判官は、まず何よりも、個々の事件の処理において主体的に各職種をリードする姿勢で取り組むことが必要であり、そのためには、事件の内容や特色を早期に的確に把握して審理方針と見通しを立てることが求められ、このことは、地方裁判所等で事件処理をする場合と異なるところはない。書記官に対しては、進行管理上の留意点や法的調査の在り方等について適切な指示を与えるとともに、家裁調査官に対しても、適時適切に調査命令を発し、的確に調査の要点を伝え、調査の進行中も常にその動向に配意し、中間的な口頭報告を求めるばかりでなく主体的にケースカンファレンスを求めていくことなどが必要と考えられる。

家事調停事件においてリーダーシップを発揮するためには、裁判官が実質的かつ効果的に関与することが必要であり、例えば、調停委員の指定や調停期日の指定についても意を用いるほか、解決方針の策定やそれに基づく合意形成に向けた働き掛けを行うために、評議を積極的に行ったり、必要に応じて調停期日への立会いを行ったりするなど、調停委員任せにすることなく、他方で、調停委員にその役割を十分に果たさせることにも配慮しながら、手続の主宰者として調停運営を中心となって進めていくことが重要である。

また、裁判官には、個々の事件処理の面にとどまらず、司法行政的な側面でも、庁としての事件処理態勢の整備改善や関係機関との連携の強化に主体的に取り組み、さらに、人間関係の面でも、信頼関係を築き連携を円滑に行えるよう組織の一体化を図っていくことも求められる。

例えば、新規立法や法改正に伴う事件処理態勢の構築、家事調停の運営改善の取組など庁としての運用改善の検討、事件処理要領の改定、事件の類型に応じた細則策定の要否の検討、手続選別（インテーク）基準の見直し、庁全体という視点から見た効果的な家裁調査官の活用の在り方の検討、長期未済事件の処理方針の策定、少年や保護者に対する保護的措置（教育的措置）の在り方の検討、デジタル化を契機とした事務改善・合理化の検討など、各種事件処理の在り方に対する各職種の共通認識を深めるため、また、各職種の力を結集して庁全体としての事件処理の質の更なる向上に向けて、他の職種を交えた庁内の検討を主導することが求められる。また、対外的にも、福祉機関、捜査機関、執行機関などの関係機関との協議会の運営などにも中心となって積極的に関与することが望まれる。

2 家裁の裁判官の執務支援

家裁の裁判官は、前記1のように、組織的な課題や司法行政的な課題にリーダーシップを発揮して取り組む必要があるほか、個々の事件処理においても、①多種多様な事件を同時並行的に扱う、②手続面・判断面の裁量の幅が大きい一方で、一般的な事件処理のプロセスや判断の在り方の共有・伝承がなされていない、③家裁は地裁と比較して小規模庁が多く、相談相手となる裁判官が庁内にいない場合が少なくない、といった特徴があり、こうした事情が裁判官の負担感の原因となっているものと考えられる。

そのため、家庭局では、全国の家裁の上席及び部総括をオンラインでつなぎ、各庁の組織的・施策的課題や事件処理上の悩みについて自由かつ主体的に意見交換を行うことのできる仕組みを令和3年度に確立し、全国の家裁上席等の間で、家裁の裁判官に期待される多様かつ重要な役割をどのように果たすのかといった点について、自発的かつ活発な議論が行われている。また、令和5年10月に全職員に導入されたマイクロソフト・チームズを利用して、全国の家裁裁判官の間で、自主的に事件処理上の悩み等に関する情報交換が行われている。更に、現在、手続面・判断面の裁量の幅が大きいため裁判官の負担となっている事件類型について、家裁経験の豊富な数名の裁判官のチームにおいて、事件処理の在り方やノウハウ等を整理し、全国的に共有する試みも行われている。

以上